

市議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び市議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 3 0 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市条例第 2 5 号

市議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び市議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

（市議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正）

第 1 条 市議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成 5 年上尾市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「5 4 1 円 3 1 銭」を「5 8 6 円 8 8 銭」に改める。

（市議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正）

第 2 条 市議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成 1 9 年上尾市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条及び第 5 条中「7 円 7 3 銭」を「8 円 3 8 銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 第 1 条の規定による改正後の市議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される市議会の議員又は市長の選挙から適用する。

3 第 2 条の規定による改正後の市議会の議員及び市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後

その期日を告示される市議会の議員又は市長の選挙から適用する。